

瀬戸市休日保育事業実施規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第21号

瀬戸市休日保育事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、多様化した保育需要に対応し、休日において家庭での保育が困難となる児童の福祉の向上を図るために行う休日保育事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業内容は、保護者及び同居親族の就労形態等により、原則、平日と同じ理由で継続的に休日において家庭での保育が困難となる児童に対して行う保育サービスとする。

2 事業の定員は、おおむね10人とする。ただし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条の規定を満たす場合は、定員を超えて児童を受け入れることができるものとする。

(実施施設)

第3条 事業を行う保育所は、市長が別に定める。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）第6条の規定により、現に保育所の入所について承諾を受けている児童であって、かつ集団保育が可能であるものとする。

(実施日)

第5条 事業の実施日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までは除く。

（費用の徴収）

第6条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で、児童と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属するときは、市長は、その全額を免除することができる。

利用児童の区分	費用の額（1人あたりの日額）
3歳未満児	2,500円
3歳以上児	1,500円

備考 この表の「3歳」とは、利用児童が事業を利用した日の属する年度の初日における年齢をいう。

（事業の委託）

第7条 市長は、第2条に規定する事業の全部又は一部を委託することができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。